

賑わい交流拠点施設運営戦略策定業務 仕様書

1. 業務名

賑わい交流拠点施設運営戦略策定業務

2. 目的

久山町では、久山町都市計画マスタープラン（令和 6 年 12 月策定）において、町内外に本町の強みや魅力を発信していくための地域として、上久原山の神地区を「ゲート空間」及び「観光交流ゾーン」と位置づけている。

現在、観光交流ゾーン周辺では、国史跡首羅山遺跡、久山町総合運動公園、九電みらいの森の整備が進んでおり、それらをつなぐ拠点として、令和 10 年 3 月に観光交流ゾーン内に「賑わい交流拠点施設（仮称）」の開業を予定している。施設では、周辺の自然体験・交流資源を面的に結びつけ、町全体の農林業振興、観光振興、町内外の人材交流、自然・歴史教育の中核拠点として機能させることを目的としている。

本業務では、「賑わい交流拠点施設（仮称）」を中心に、ゾーン全体の運営方針と実施戦略を体系的に整理し、利用促進と地域内回遊性の向上を目指すとともに、効果を最大限に発揮していくための運営戦略を策定する。

また、策定にあたっては、町民をはじめ、拠点に関わる町内外の方が共感し、運営に多角的に参画できる戦略であるものとする。

3. 履行期限

契約締結日から令和 9 年 3 月 17 日

4. 業務内容

(1) 調査業務

① 現況把握

- ・社会動向および久山町の現状（位置、沿革、交通、自然、景観、歴史、文化、産業、観光、法規制等）や課題を整理すること。

- ・久山町の将来像や実現に向けた基本目標や施策の整理、久山町の上位関連計画との賑わい交流拠点整備事業の関連性や位置付けを整理すること。

② 事例の整理

- ・他自治体において整備、運営されている同種・類似施設の立地条件、主要な道路の交通量等を整理するとともに、運営事例や収益構造等を調査・分析すること。（自治体整備に限らない。）

③ ヒアリング

- ・町民、来訪者、町内事業者等を対象としたアンケートまたはヒアリングを実施し、施設運営に関する意向・ニーズを把握すること。

(2) 賑わい交流拠点施設運営戦略の策定および本編作成

① 運営理念及び基本方針の検討

- ・拠点の役割、機能、ターゲット像を明確化するとともに、中長期的な視点から、拠点の運営理念および基本方針を次のとおり整理すること。

ア 賑わい交流拠点（仮称）を活かした関係交流人口の拡大

イ 地元住民の日常的な利用や活躍の場の確保および促進

ウ 地域資源の活用による地域経済の好循環

エ 来訪・再来訪や域内消費増加につながる久山町の魅力発信

② 事業内容の具体化

- ・拠点施設において実施すべき事業内容について整理すること。
- ・事業実施にあたり、町内事業者や関係団体との連携方策や体制づくりについて検討を行うこと。
- ・社会実験等による試行やイベントの検討、提案を行うこと。

③ 久山町総合運動公園 C グラウンドゾーンの機能強化方針の検討

- ・拠点施設における運営方針及び事業内容を踏まえ、久山町総合運動公園 C グラウンドの機能強化に向けた方針、整備内容を検討、整理すること。

④ 回遊方策の検討

- ・首羅山遺跡、久山町総合運動公園、九電みらいの森間の回遊行動を生む方策（案内表示、デジタルスタンプラリー、共通チケット制度等）について検討を行うこと。
- ・広報方針および活用媒体（WEB、SNS、サイン等）を決定すること。

⑤ 概算事業費の算出

- ・拠点施設規模に基づき、概算事業費及び収支見通しを算出すること。

⑥ 事業スケジュールの検討

- ・ゾーン全体の戦略を踏まえた中長期的な事業スケジュールについて整理すること。

(3) 会議運営支援

外部協議会（3回を想定）および庁内会議（3回を想定）に係る資料の作成、会議運営の補助、議事録の作成を行うこと。

(4) 打ち合わせ

業務に必要な打ち合わせを実施すること。（3回を想定）

(5) その他

- ・国の地域未来戦略との整合を図ること。
- ・上位計画である第 4 次久山町総合計画や久山町都市計画マスタープランに基づき策定すること。
- ・具体的な事業内容や KPI、事業費概算額、自主財源の概算額などについては、令和 8 年 1 月募集地域未来交付金（地域未来推進型）の実施計画を参考にすること。

5. 成果品

(1) 本業務に係る成果品は以下のとおりとする。

- ① 各種議事録および調査報告書を含む業務報告書 1 部
- ② 賑わい交流拠点施設運営戦略本編 正本（A 4）2 部、副本（A 4）2 部
- ③ 完成予想図 カラー（A 3）10 部
- ④ 上記の電子データ 一式

(2) 電子データの提出

電子データは、最新のウィルスチェックを行うこと。

(3) 納品等の諸事項

- ① 成果物は、製本による図書と電子納品による。
- ② 使用する言語は日本語、数字は算用数字、通貨は日本円、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- ③ 電子納品は、CD-R 又は DVD-R に件名を表示して 2 部提出すること。
- ④ 町のホームページ等にて公表するため、不特定多数が閲覧可能な PDF 形式のファイルに変換したものとする。
- ⑤ 製本化した成果物の元となったデータファイルも合わせて提出する。
 - ・文書、表、グラフ・・・Microsoft Office ソフトの形式
 - ・写真・・・JPEG 形式
 - ・その他・・・発注者が求める方式
- ⑥ デザインやレイアウトに配慮し、写真、イラスト及び表などを盛り込むほか、見やすい配色（カラーユニバーサルデザイン推奨のものなど）とし、文字は UD 書体とするなど、読みやすいものとする。

(4) 著作権等について

提出図書等の著作権及び使用权は久山町に帰属する。

(5) 写真の著作権等について

受託事業者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、久山町が行う事務の広報に無償で 사용할 ことができる。この場合において、著作権者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない（ただし、あらかじめ久山町の承諾を受けた場合は、この限りではない）。
 - ・ 写真を公表すること
 - ・ 写真を他人に閲覧、複写、又は譲渡すること

6. その他

- (1) 業務に必要な資料で町が所有している提供可能な資料については貸与する。
この場合、業務が完了した後、速やかに返却すること。また、本業務に関わる業務以外で使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報や秘密を他人に漏洩してはならない。業務終了後も同様とすること。
- (4) この仕様書は、委託業務の概要を示すものであり、委託契約段階において、修正・追加等を行う場合がある。
- (5) 本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

【参考】賑わい交流拠点施設（仮称）の概要

久山町では、町が持つ資源を未来へつないでいくため、国史跡首羅山遺跡の登山口付近に「賑わい交流拠点施設（仮称）」を整備する。

周辺には年間2万人以上の登山客が訪れる首羅山遺跡のほか、久山町総合運動公園や九電みらいの森などの整備が計画されている。

拠点施設内では、観光案内（ツアーやガイドを含む）や展示のほか、「健康の町」ブランドにより高付加価値化（特産品化）された地産木材や食材を使った製品販売・飲食、ワークショップ、体験農園などを展開し、都市部からのアクセス利便性を活かして、地産地消と観光消費の拡大を図る。

また、ワークショップスペースやチャレンジショップを設け、起業希望者が販売やサービスを試行できる場を提供することで、UIJ ターンや地域雇用の創出にもつなげる。

さらに、拠点に併設する体験農園でバイオマスを活用する循環型農業の実証を行うとともに、スマート農業機器により天候、気温などから算出された生育状況や生産ノウハウ、CO₂吸収量を拠点内のデジタルサイネージ可視化することで、環境や農業への理解を深め、新規就農につなげる機会とする。

これにより、農林業の担い手不足や収益性の低さ、自然資源の発信力不足といった課題に対し、「生産・販売・発信・消費（体験）」のすべてを体現する拠点として、地域内経済循環を促進し、自然と調和した持続可能なまちづくりを推進する。

施設イメージ



